

## 別表

事業名及び区分		補助対象施設、設備、機械
生産管理 施設、設 備、機械 導入事業	管理施設	乗用又は自走式管理機（田植え機、茶摘採機、トラクター、耕運機、コンバイン及びバインダーをいう。）、乗用又は自走式草刈り機（ハンマーナイフモア含む）、チェーンソー、は種機、定植機、肥料・堆肥散布機、粉碎機（チップパー）、茶摘採機（R3000に限る。）、農業用ドローン 等
	生産施設	養液栽培施設及びイチゴ高設栽培施設（ハウス建物及び培地を除くプラント施設に限る）、果樹用棚、遮光用棚、電照栽培施設 等
	農産物被害防止施設	防風ネット、防虫ネット 等
	灌水施設	自動灌水施設（点滴灌水施設含む） 等
	防除施設	無人防除機、乗用型防除機、動力噴霧機 等
	環境制御施設	自動天窓、自動カーテン、暖房機（炭酸ガス発生機を含む）、空調機（ヒートポンプを含む）、チラー、制御盤、循環扇、換気扇、ハウス巻上げ換気装置 等
	運搬作業施設	クローラー等専用運搬機（トラック等一般車両を除く）、モノレール、小型バックホー、フォークリフト、パワーリフター、アルミブリッジ、アシストスーツ 等
	育苗施設	イチゴ底面給水式育苗施設及び夜冷育苗施設（ハウス建物及び培地を除くプラント施設に限る）、育苗ベンチ 等
	農業 I T 化推進施設	屋外・屋内監視計測システム、スマート農業用関連機械器具 等
加工貯蔵 販売施 設、設備、 機械導入 事業	処理・加工施設	乾燥機、製粉機等の農産物の処理や加工を行うための機械、器具等（ただし、製茶関連機械は除く） 農産物の処理や加工を目的とした施設の整備のほか、農産物の処理や加工に直接的に必要な機械、器具等
	販売施設	農産物販売所建物（無人販売機含む） 等
	出荷調整施設	貯蔵庫、選別機（選果機含む）、農産物出荷調整機械器具（袋詰機及び結束機を含む）、冷蔵庫（保冷库及び予冷库を含む）、冷凍庫、ハンドクレーン 等
	家畜排泄物処理利用施設	堆肥生産用機械器具 等
先進的技 術導入事 業	開発的かつ先行的技術による施設、設備であって、市長が特に認めるもの	